

船橋市の行財政改革について
意見書

船橋市行財政改革推進会議

平成30年3月

はじめに

地方公共団体（以下「自治体」という。）は、ますます厳しくなる財政状況にあっても、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化等社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められており、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、民間委託等の推進などによる更なる業務改革の推進が必要になっている。

このような中、人口減少社会に突入した多くの自治体においては、年々厳しくなる財源の中で、安定した市民サービスを提供するために、事務事業の見直し、アウトソーシング、徹底した経費削減等積極的に行財政改革に取り組んでいるが、船橋市は、緩やかながら増加する自主財源と豊かな財源調整基金を背景に、近年は予算規模の拡大が続いてきた。

しかしながら、船橋市が平成29年度に試算した将来財政推計によれば、今後も扶助費が増加するとともに、近年積極的に普通建設事業を推進してきたことによる公債費の増加等により、大幅に収支がかい離し、平成34年度には、予算編成が困難になる可能性が示された。このため相対的に立ち遅れている業務改革等に早急に取り組むとともに、財源調整基金の活用を前提とした従来通りの財政運営についても根本からの見直しは避けられない。

こうした船橋市の状況を踏まえ、本意見書に先だって、速やかに取り組んでいただきたい事柄については、平成30年度からの執行体制や予算に反映できるよう中間意見書としてとりまとめ、本年1月に市長へ提出したところである。

本意見書は、中間意見書に取り上げた事項のほか、船橋市行財政改革推進会議（以下「本推進会議」という。）が平成29年度に開催した全7回の会議で議論した意見全般について、今後の船橋市の行財政改革における具体的な取り組みの指針となるようとりまとめたものである。

本推進会議は、船橋市がこの意見書の趣旨を尊重するとともに、市の将来のために、市民の理解と協力を得ながら職員が一丸となって積極的な行財政改革に取り組まれることを希望するものである。

1.歳入の確保について

多くの自治体が人口減少社会に突入する中で、船橋市は未だ緩やかな人口の増加が続いており、市税収入も増加傾向にある。また、財源調整基金については取り崩しを行っているとはいえ、今なお200億円近い残高を有している状況であり、市の財政運営には、切迫感が感じられない。

歳入については、これまでの本推進会議の中で、市税や、使用料・手数料の基本的な考え方、国民健康保険料、下水道使用料、保育料などの受益者負担のあり方、また、財産収入等について、幅広い議論を重ねてきた。

これらの議論の中で見えてきた共通項目としては、さまざまな手段を講じながら歳入の確保に努めている他の自治体と比較して、船橋市の取り組みはまだ十分とは言い難いということである。今後は、本推進会議の提言をもとに、一層の努力や工夫を求めたい。

(1) 市税収入の確保（徴収率の向上）について

市税は地方財政の根幹であり、地域に暮らす市民が行政サービスを等しく享受するためには、確実な納税が行われることが前提である。

市税全体の徴収率は近年上昇傾向にあるものの、平成27年度時点における他の中核市との比較においては、特に現年度分について中核市平均を下回っている状況にある。

また、滞納者がいるということは、正しく納めている多くの市民が、納税に対する不公平感を抱きかねず、税の公平性という観点からも望ましい状況ではない。市税の徴収に対する公平・公正な対応が、組織として求められている。

船橋市においては、歳入の約5割を占める市税収入の徴収率の向上に努めることは、最も力を入れていかなければならない行財政改革の一つであるといえる。

また、滞納を生まないための取り組みとして、納税者である市民に対し、納めていただいた税金がどのように活用されているかをわかりやすく説明するなど、理解と共感を得られるよう努めることが必要である。

【提 言】

1. 徴収率向上の取り組み

市税収入の安定的な確保は行政サービスの維持のため不可欠なものである。市税の徴収率について、少なくとも中核市平均を上回ることを目指すとともに、さらに一層の向上を図れるよう努められたい。

また、徴収率の高い団体との比較から、どのような業務が徴収率の向上につながっているのかを整理し、注力すべき業務の洗い出しを検討されたい。

2. 課税・徴収体制の強化

市税の賦課、滞納整理を含む徴収を的確に行うために、組織体制や事務執行の見直しを検討されたい。また、税についての専門性を高めるような人材育成や専門性を活かせる部門への職員配置等、長期的な視野に立った人事行政を進められたい。

(2) 受益者負担の見直しについて

受益者負担は、特定のサービスを受ける者に対し、受益の限度において、そのコストに見合う適正な負担を求めることが原則である。

船橋市はこれまで、比較的余裕のあった財政状況を背景に、受益者負担をいかに軽減するかということに慣例的・政策的に重点を置いて事業を行ってきた。厳しい財政状況のもと、受益者負担の原則に立ち返り、再度、負担のあり方を点検することを求めたい。

①使用料・手数料について

船橋市は、「使用料・手数料の算定の基本的な考え方」により、一定のルールの下で原価を算定し、使用料については施設の性質に応じて負担割合を定めている。その中で、適正な水準から10%以上かい離があるものは見直すなど、負担の適正化を図ることとしているが、今後は減価償却費を原価に算入する等、使用料算定の考え方をより精査していく余地がある。

【提 言】

1. 受益者負担割合の精査・減価償却費の反映

「使用料・手数料の算定の基本的な考え方」において、既に定めている受益者負担割合についても改めて精査し、見直しを行うとともに、特に市場的・私益的に分類される施設（※注1）については、投資分の回収という観点から、その原価の算定にあたり減価償却費を反映させることも検討されたい。

2. 減免制度の点検

政策的な判断から設けられている減免制度については、その減免の適用対象が適切であるか、慣例的に既得権化していないかという点から、改めて点検されたい。

※注1 『市場的・私益的に分類される施設』とは、収益性が高い等の理由から民間によるサービス提供が可能であり（＝市場的）、かつ利用者が限定的な（＝私益的）施設。（例：スポーツ施設等）

②国民健康保険事業について

船橋市の国民健康保険事業においては、県内の他の自治体との比較において、被保険者の平均所得水準は高く、また所得に占める保険料の割合は低い状況である。しかしながら、市は、これまで被保険者の負担を抑えるために保険料を長年にわたり据え置き、多額の決算補填目的の繰出しを行っている状況であり、平成28年度決算においてはその額は約17億円となっている。

一般会計からの多額の決算補填目的の繰出しを継続することは、国民健康保険の被保険者ではない市民が、国民健康保険被保険者の保険料を負担していることに留意すべきである。

また、このことは、構造的な課題として平成30年度からの広域化に向けて国においても決算補填目的の繰出しの解消に向けた方針が示されており、今後はその方針に従い、当該繰出金の解消に向けた取り組みを進める必要がある。

なお、国民健康保険事業の安定的な運営のためには、保険料徴収率の向上に取り組むとともに、医療費抑制につながるような施策の充実や、保険料軽減制度の周知徹底等、適切な運用にも取り組むべきである。

【提 言】

1. 決算補填目的の繰出金の解消

国の方針に基づき、平成30年度から決算補填目的の繰出金の解消に取り組まれない。

2. 保険料水準の適正化・徴収率の向上

被保険者に対して適正な保険料水準について理解を求めるとともに、正しく保険料を納めている多くの被保険者が不公平感を抱かぬよう、保険料徴収率の向上に努められたい。なお、低所得者に対する保険料軽減については、既存の制度の中でより一層周知を徹底し、対象者の確実な把握に努められたい。

3. 医療費の抑制

特定健康診査や各種がん検診の受診推奨、生活習慣病の発症予防のための特定保健指導の実施等、市民の健康増進に資する保健予防施策の充実や後発医薬品の使用促進等、医療費抑制につながるような施策の充実を検討されたい。

③下水道事業について

下水道事業については、平成30年度から地方公営企業法の一部適用（財務適用）により、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等を図ることとしている。

下水道事業を運営していくための経費は、下水道施設の建設費と管理運営費に分類され、管理運営費のうち、汚水の処理に要する経費は下水道使用料と一般会計からの繰出金で負担している。

この一般会計からの繰出金については、総務省が基準を設けているが、船橋市は、先に挙げた国民健康保険事業と同様に、利用者の負担を軽減するため、基準を上回って一般会計からの繰出しを行い、長期にわたって下水道使用料を据え置いている。

今後、地方公営企業法の一部適用（財務適用）により、これまで以上に下水道使用料の徴収率向上に取り組むとともに、施設整備や維持管理に係るコスト意識の醸成や、現在の下水道使用料の水準が妥当であるか見直しが必要になる。

【提 言】

1. 下水道使用料水準の見直し

正しく下水道使用料を納めている多くの市民が不公平感を抱かぬよう、徴収率の向上に努められたい。また、下水道使用料の水準については、例えば総務省の繰出基準を勘案する等見直しを検討するとともに、定期的に見直しする仕組みを確立されたい。

2. 経営基盤の強化・効率化

下水道使用料算定の根拠となる資本費と維持管理費を圧縮するため、経営基盤の強化や効率化に努められたい。

④その他の受益者負担について

本推進会議において取り上げた各議題の審議においては、受益と負担の公平性や、市民へのコスト意識の啓発の重要性などについて、たびたび議論にのぼっている。

例えば保育所の保育料については、これまで市が待機児童対策に積極的に取り組み保育の受け皿を増やしてきたことで、保育に係る費用も年々増加している。一方で、市の保育料水準は国の基準よりも低く、また他の中核市と比較しても低い状況にある。

今後、市として保育施策の充実をどこまで図るのかという検討の中で、サービスに比した適正な保育料水準について見直しをする必要がある。

また、ごみ処理経費については、適正にごみ処理を行うことは行政の役割であるが、その処理経費として、現状において年間約70億円もの費用を要している。これは、市民一人あたりに換算すると年間約11,000円となり、千葉県内の自治体の中では平均であるが、船橋市より少ない処理経費の自治体は多い。

このことから、更なるごみの減量に取り組み、ごみ処理経費の削減に努めることは必要であるが、その場合、将来の財政状況によっては、市民に一部負担を求めることも検討しなければならない。そのためには、ごみ処理にかかるコストについて市民に情報を周知し、関心と理解を得ることが必要である。

【提 言】

1. 保育料水準の見直し

保育事業を安定的かつ継続的に運用していくため、適正な保育料水準について見直しを検討されたい。

2. ごみ処理経費の削減・コスト意識の啓発

ごみの減量化を一層進め、ごみ処理経費の削減に努められたい。また、ごみの減量化を進めるためには、市民の理解と協力が不可欠であるから、ごみ処理にかかるコスト意識の啓発や家庭ごみ処理手数料の有料化等も含めて総合的に検討されたい。

(3) 公金徴収における滞納整理の強化について

公金徴収一元化の取り組みにより、滞納整理については主な歳入の滞納繰越分の徴収率が上昇しているなど一定の成果が見られ、その点については評価できるものである。

しかしながら、行財政改革を進める中で、市民サービスのあり方や負担の見直しが避けられないとしても、本来、徴収すべき歳入の滞納整理に向けて、可能な限りの努力をしなければ、心情的にも市民の理解は得られないと心がけるべきである。

よって、適正かつ公平な制度を維持し、滞納せずに納めている市民が不公平感を抱くことのないよう、公金徴収における滞納整理の強化により一層努められたい。

【提 言】

1. 滞納整理の強化

滞納整理の事務は、より専門性の高さが求められており、従事する職員の経験や適性も重要な要素となることから、長期的な視野から人材の育成や専門性の継承を行うことで滞納整理の強化に努められたい。

(4) 税外収入の確保について

昨今、歳入の確保については、市税収入のみならず、税外収入の確保のために自治体が独自にその資産や特性を活かしながら工夫を行っていくことが求められる。

市は現在、広告収入、清掃工場の余剰電力の売電や、普通財産の貸付等による税外収入を得ているが、今後も積極的に税外収入を確保することを求めたい。

【提 言】

1. 創意工夫による税外収入の確保

市の保有財産のより一層の有効活用や、さまざまな施策の中で考えられる各種媒体を活用した、更なる広告収入の確保など、創意工夫による税外収入の確保に努められたい。

2.業務改革と歳出の見直しについて

船橋市は、緩やかながら増加傾向にある自主財源と豊富な財源調整基金を背景に、積極的に市債を活用して事業を実施し、近年は予算規模の拡大が続いてきた。

しかしながら、今後、高齢社会の更なる進行により社会保障費の継続的な増加が見込まれ、また市債の償還が本格化していくなど、年々財政状況の厳しさが増す中で、従来のように財源不足を財源調整基金からの繰入金で補う予算編成を行った場合、早ければ5年後の平成34年度にも、予算編成が立ち行かなくなることが、平成29年度に試算した将来財政推計では見込まれている。

持続可能な財政運営のためには、歳入の確保と同時に、歳出の見直し・抑制に早急に取り組むことが必要不可欠である。

本推進会議では、これまで、歳出の人件費、扶助費、公債費、物件費、補助費等、及び普通建設事業費に焦点を当てて、近年の傾向分析や他市比較等を通して、具体的な課題についての議論を重ねてきた。

本推進会議の議論により明らかになってきたことは、歳出の抑制が不可欠であることだけでなく、業務改革（指定管理者制度の導入、民間委託等）の遅れや、業務の拡大や業務量の増大に対して、臨時・非常勤職員の配置で対応してきた組織体制のあり方である。これらの課題の解決に向けて、早急に具体的な取り組みに着手することを求めたい。

(1) 業務改革の推進について

今後厳しさが増すことが見込まれる財政状況により、財源(お金)や職員(人)といった経営資源の制約が強まる一方で、少子高齢化等を背景とした行政需要は確実に増加することが見込まれる。

このように社会情勢に適切に対応した行政サービスを提供するためには、公務員が自ら対応すべき分野(政策の企画・立案や、多様な主体で行う事務事業のマネジメント等)に人的資源をさらに集中することが重要になる。そのためには、業務の見直しや類似事業の集約を図るほか、民間委託の更なる推進や、指定管理者制度の導入等、官民が連携することでサービス水準が確保できることについては、積極的にアウトソーシング等を進めることが必要である。

また、定型的業務におけるICTの導入等についても、業務改革を推進する上で積極的な活用を求めたい。

①業務の見直し・集約について

定型的業務や、庶務業務を含めた事務事業全般について、より効率的・効果的な業務実施体制となるよう、それぞれ各部門で行っている事務や、類似・重複する業務について集約化が図れないか点検が必要である。

【提 言】

1. 定型的業務等の集約化・民間委託

定型的業務や給与・旅費の計算等の庶務業務を含めた事務事業全般について、集約化や民間委託の可能性を検討されたい。

2. 類似・重複する事務の見直し・集約化

類似・重複する事務については見直しを図るべきである。一例として、放課後ルーム事業と放課後子供教室事業があるが、これは省庁の縦割りの象徴的な事業であり、一本化している他の自治体の研究をするなど、集約化に向けて検討されたい。

3. ごみ収集事業の委託化の推進

ごみの収集事業については官民が連携してサービス水準の確保が可能な事業と考えられるが、指定都市や他の中核市、近隣市に比して委託率が低い状況であることから、現在任用している職員の退職時期と調整を図りながら、委託化の推進を図られたい。

②指定管理者制度について

公の施設における指定管理者制度については、平成28年度における中核市の平均導入率が48.9%であるのに対し、船橋市は9.9%となっており、他市に比して大幅に導入が遅れている。市内施設の多くが直営による運営のため、常勤職員や臨時・非常勤職員を配置しており、他の中核市と比較して施設に配置する職員の割合が大きい要因にもなっている。

指定管理者制度には市民サービスの向上のほか、業務改革という側面があることから、今後、市が政策の企画・立案等の分野に職員の人員を充てるためにも、積極的な導入が必要である。

ただし、指定管理者制度の導入により、施設管理運営等のノウハウや専門性の継承ができない等の問題も指摘されており、船橋市が今後、指定管理者制度を導入するにあたっては、それらの問題について、十分研究し、公の施設はあくまでも市の施設であることから、施設運営者に対する管理監督を確実に行うとともに、市民サービスに支障をきたすことがないように留意しなければならない。

【提 言】

1. 全ての公の施設における指定管理者制度の導入検討

指定管理者制度の導入が進んでいる他の自治体における利点や課題等を十分研究し、全ての公の施設について例外なく、導入に向けての検討を進められたい。特に、運動施設や市営住宅など、民間の専門的なノウハウを市民サービスの向上に活用できると考えられるものについては、積極的な導入を検討されたい。

2. 専門的知識や社会情勢等の把握

指定管理者制度を導入するにあたり、事業者を選定する責任は行政にあることから、必要な専門的知識や当該施設をとりまく社会情勢等を十分把握することに努められたい。

3. 制度導入後の管理監督・評価体制の構築

指定管理者制度の導入後は、定期的なモニタリングを行うほか、必要に応じて事業者と十分なコミュニケーションを図るとともに、利用者の声を把握し、市民サービスの向上につながるよう努められたい。

4. 管理・運営ノウハウの継承

指定管理者制度の課題のひとつとして一般的に挙げられている管理・運営ノウハウの継承については、例えば、その公の施設の特性や種類に応じ、複数ある施設のうち一部は直営で運営するなどの方法により工夫されたい。

③職員配置の見直しについて

船橋市は、第2次定員適正化計画により、平成17年度から平成22年度にかけて常勤職員数を349人削減するなど、行財政改革に取り組んできた。

一方、行政需要や業務量は、地方分権、中核市への移行、県からの事務移譲、人口増加、市民ニーズの多様化等により、増加の一途をたどっており、平成22年度から平成29年度までの間、常勤職員（病院局を除く）は299人増加したのに対し、臨時・非常勤職員は714人増加している。

人口1万人あたりの常勤職員数を中核市で比較した場合、平成28年4月1日現在で、一般行政部門においては48市中35番目と少なく、さらに、船橋市は福祉施設等に多くの職員を配置している結果、福祉関係を除くと48市中47番目にまで下がる結果になった。

給与水準を表すラスパイレス指数は、100.2と給与水準は全国との比較においても妥当であり、現在のところ、人件費は財政圧迫の要因にはなっていないが、将来の財政状況や、いずれ人口減少に向かうことを考えると、大幅な常勤職員採用は慎重に行うべきである。

一方で、職員全体に占める臨時・非常勤職員の割合が44%と、比較できる中核市33市の中で3番目に多い。このことは、少ない常勤職員の負担が大きくなるほか、常勤職員と臨時・非常勤職員の役割分担の境界が不透明にもなりやすいことに留意しなければならない。

また、臨時・非常勤職員制度は、平成32年度から会計年度任用職員制度（※注2）に移行することとなっているが、新制度においては、期末手当等の支給が可能になるなど、新たな財政負担を生じることには留意が必要である。

これらのことを踏まえると、今後、政策の企画・立案や、多様な主体で行う事務事業のマネジメント等の分野に人員を充てるに当たり、公の施設の指定管理者制度の導入や民間委託の推進は、真に急務であると言える。

なお、公務員に求められるのは、政策や事業に対する専門性であるが、少ない常勤職員であるからこそ、人材育成や、専門性の向上に配慮した人事行政が重要になってくると指摘しておく。

※注2 『会計年度任用職員制度』とは、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行うもの。会計年度任用職員については、期末手当の支給を可能とする。

【提 言】

1. 事務の見直し・組織のあり方整理等

平成32年度から臨時・非常勤職員が会計年度任用職員制度へ移行することにより、新たな財政負担が生じることが見込まれる。

このような中で、現在の職員体制のまま漫然と対応するのではなく、早急に常勤職員と臨時・非常勤職員の役割分担を明確にするとともに、事務の集約化や組織の見直しを進め、指定管理者制度の導入や民間委託の更なる推進を行うことで、適正かつ効率的な人員配置を行われたい。

(2) 歳出の見直しについて

ここまでの提言で述べた業務改革等を着実に進めることができれば、人件費や事務経費等削減も可能になる。ここではそれ以外に本推進会議でテーマとして取り上げた項目に対する提言を申し述べておく。

扶助費（社会保障費等）については、待機児童対策に係る経費の増加に加えて、今後はさらに高齢化の進展に伴う増加が避けられないものと考えられる。しかしながら、新たに扶助費に振り分けられる財源は十分とはいえず、また、扶助費以外の経費から振り分けるにも限界がある。

また、扶助費に限らず、これまで市が独自に行っていたさまざまな事業について、国の制度変更や社会情勢の変化に合わせて、見直しが必要な局面になってきており、改めて財源に見合った行政サービスのあり方を点検する必要がある。

【提 言】

1. 事業評価・予算に反映させる仕組みの構築

定期的に事業を評価する仕組みを改めて確立するとともに、評価が予算編成に確実に反映されるよう、実効性のある仕組みを構築されたい。

2. 事業見直し・総点検

歳出全般にわたる事業の見直しを検討されたい。その際には、費用対効果という視点のほか、特に市の単独事業については、事業開始時点と現在の社会情勢に変化がないか、当初の目的を果たし役割を終えていないか、他の制度により代替えができないか等について総点検されたい。

3. 補助金制度の見直し

補助金については、制度の見直しから約10年が経過している。各所属における自己点検はしているが、改めて全庁的な見直し・点検を実施されたい。

(3) 普通建設事業の見直しを通じた公債費の抑制について

船橋市は、人口急増期に文教施設を優先的に整備せざるを得なかった事情等もあり、道路や公園、下水道等の都市基盤施設の整備が未だ十分とはいえ、市民ニーズに応えるために、毎年多額の財政支出と市債の発行を行っている。

また、近年は老朽化した施設の建て替えや、都市基盤施設の長寿命化のほか、平成23年に発生した東日本大震災を教訓として、文教施設の耐震化に集中的に取り組んでおり、多額の市債発行により重点的に普通建設事業を進めてきた。

このことから、平成29年度に試算した将来財政推計では、現在130億円程度の公債費が、平成38年度には200億円を超えることが見込まれている。過去の市債における償還は削減できないが、今後については、普通建設事業について年度間の平準化を進める等可能な限り市債の発行を抑制する工夫が必要である。

【提 言】

1. 事業の総点検と優先順位づけ

社会経済情勢の変化等を踏まえ、大規模事業をはじめ普通建設事業について、真に今必要な事業なのかを改めて総点検し、仕様や設備等についても合理化・効率化できる部分などについて徹底的に検証するとともに、今後は将来の人口動態等も踏まえて、事業の優先順位付けを徹底されたい。

2. 計画的な都市基盤整備・公共施設等保全

市民ニーズが高く、また費用対効果が高い道路等の都市基盤整備や、公共施設等の保全については、ライフサイクルコストを踏まえて計画的に進められたい。

3. 大規模事業の見直し

大規模事業については今後の将来財政推計を勘案し、着手時期や事業期間等の平準化を図るだけでなく、改めて廃止や先送りも視野に入れた検討を行われたい。

4. 市債の発行抑制につながる手法の検討

市の公債費負担比率は今後悪化することが見込まれるが、例えば警戒ラインと言われる15%程度までに抑えるような計画的な市債発行を検討されたい。

また、人口20万人以上の自治体においては一定規模以上の事業等について、PPP/PFIの手法を優先的に検討するよう国から指針が示されていることから、民間資金を活用し、市債の発行によらずに必要な公共事業を行えるよう、PPP/PFIの積極的な活用も検討されたい。

おわりに

船橋市もいずれ人口減少社会を迎える。また、団塊の世代が後期高齢者となるいわゆる2025年問題は、都市部により強く顕在化するものであり、船橋市も直面することになる。

人口減少は税収入の減少につながっていく。一方で、高齢化の進行による社会保障費の増加、今後次々と更新時期を迎える公共施設や、償還が本格化する公債費など、市の財政状況はますます厳しさを増していくことが予想される。

この意見書をまとめるにあたり、あらためて船橋市の現状と課題を整理したが、多様化する行政ニーズに加え、このような社会情勢の変化に適切に対応していくためには、施策や事業、市の組織体制の見直しを早急に行い、抜本的な行財政改革に着手しない限り、早晚財政運営が立ち行かなくなる、という思いを強くしている。

もっとも、今回の行財政改革の取り組みは、財政が立ち行かなくなる前に早い段階で着手しようとする姿勢が感じられ、その点については評価できる。

このため、できるだけ早期に全庁的な行財政改革に取り組む体制を整え、職員1人1人が現在の市の財政状況や改革の必要性を認識し、市の将来をしっかりと見据えながら、今日の前にある行財政改革に積極的に取り組むよう、職員の「意識改革」を徹底されたい。

市民に最も近い基礎自治体である市には、市民に対し行政としての役割と責任を果たすという使命がある。いかに厳しい財政状況にあっても、市民生活を守る最後の砦となるのは行政である。

このため行財政改革を実施するにあたっては、単に削るだけでなく、船橋の魅力を高めるような視点で改革を行っていただきたい。また、より費用対効果を高めるような事業のあり方や方法についても、十分に検討されたい。

一方、市が将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくためには、事業を根本から見直したり、時には新たに市民の負担を求めざるをえないといったことも十分に考えられる。

ただし、その場合においても、まずは行政内部における徹底したコスト削減を行うことが重要であることを申し述べておきたい。

今後、市の財政状況や市の政策の方向性等について、わかりやすい「見える化」を図り、市が目指す方向性や今後の取り組みについて市民に理解と協力を得るとともに、市民と一体となって船橋市の行政サービスのあるべき姿を十分に検討しながら、真に実効性のある行財政改革を進めていただきたい。

船橋市行財政改革推進会議

会	長	武	藤	博	己
副	会	谷	本	有	美
委	員	大	野	敬	三
委	員	佐	藤	主	光
委	員	沼	尾	波	子
委	員	日	吉		淳
委	員	本	木	次	夫